

令和4年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	28	府省庁名	経済産業省								
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 <u>不動産取得税</u> 固定資産税 事業所税 その他（ ）										
要望項目名	中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置の延長										
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 認定を受けた経営力向上計画に基づいて事業譲渡等の再編・統合を行った際に発生する不動産取得税を以下のとおり軽減する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>計画認定時の税率 （事業譲渡の場合）</th> <th>計画認定時の特例 （事業譲渡の場合）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地住宅</td> <td>3.0%</td> <td rowspan="2">取得した不動産の価格の1/6に相当する額を控除</td> </tr> <tr> <td>住宅以外の家屋</td> <td>4.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>・特例措置の内容 適用期限を2年延長する（令和6年3月31日まで）</p>				計画認定時の税率 （事業譲渡の場合）	計画認定時の特例 （事業譲渡の場合）	土地住宅	3.0%	取得した不動産の価格の1/6に相当する額を控除	住宅以外の家屋	4.0%
	計画認定時の税率 （事業譲渡の場合）	計画認定時の特例 （事業譲渡の場合）									
土地住宅	3.0%	取得した不動産の価格の1/6に相当する額を控除									
住宅以外の家屋	4.0%										
関係条文	<p>地方税法附則第11条第15項、地方税法施行令附則第7条第24項 租税特別措置法第80条第3項</p>										
減収見込額	<p>[初年度] — (▲47) [平年度] — (▲47) [改正増減収額] — (単位：百万円)</p>										
要望理由	<p>(1) 政策目的 親族以外への事業承継をより一層円滑に行える環境を整備することにより、経営者の後継者の不在を原因とした廃業を減少させ、優良な経営資源を有する中小企業・小規模事業者の事業継続を支援し、地域経済の活性化や雇用の維持を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 2025年までに70歳を超える中小企業・小規模事業者の経営者は約245万人であり、うち約半数の127万人が後継者未定とされているところ。現状を放置し中小企業の廃業が急増すると、10年間の累計で約650万人の雇用と約22兆円のGDPが失われるおそれがある。 このような状況において、平成30年に法人向けの事業承継税制が抜本的に拡充され、平成31年に個人事業者向けの事業承継税制が創設されたところ、事業承継をより一層後押しすべく、第三者への事業承継を促す施策を講じる必要がある。 事業承継にあたり、親族以外に事業承継（事業譲渡やM&Aなど）し、経営資源の統合や知見をもった経営者等に事業を引き継ぐことで、サプライチェーンや地域経済の活力維持、発展につながっているケースも近年見られる。 また、新型コロナウイルス感染症の影響により売上等が減少し、足下で廃業も視野に入れつつM&Aを希望する比較的风险の高い案件が増加している。こうした案件については、M&Aに伴うリスクを遮断するため、引き継ぐ権利義務の範囲を個別に画定する事業譲渡の手法がとられることも多いと考えられる。 さらに、令和3年度税制改正においては、経営資源の集約化に資する税制が創設されたところであり、第三者への事業承継をより一層後押しするため、本税制措置の延長が必要。</p>										

	<p>「経済財政運営と改革の基本方針 2021」（令和 3 年 6 月 18 日 閣議決定）</p> <p>第 2 章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉 ～ 4 つの原動力と基盤づくり～</p> <p>3. 日本全体を元気にする活力ある地方創り～新たな地方創生の展開と分散型国づくり～ （2）活力ある中堅・中小企業・小規模事業者の創出</p> <p>感染症の影響下の変化に対応し、経済の底上げを図る地域を中心に、生産性向上等に取り組む中小企業・小規模事業者に対し思い切った支援を行う。支援策の申請手続の電子化、支援機関や専門家の見える化、民間の支援ビジネスとの連携による経営支援体制の整備を行う。デジタル等の無形資産投資、EC活用や信用供与等を通じた輸出などの海外展開の促進や人材の確保・育成等により、中小企業の規模拡大を支援し、活力ある中堅・中小企業等の創出を促す。また、地域の女性起業家、社会起業家等を支援するとともに、中小企業等の事業承継・再生の円滑化のための環境を整備すること等により、地域コミュニティの持続的発展を支援する。こうした中小企業支援策について効果的・効率的に行うとともに、中小企業への周知の強化を図る。</p>
<p>本要望に 対応する 縮減案</p>	<p>—</p>

	政策体系における政策目的の位置付け	中小企業・地域経済 事業環境整備																		
	政策の達成目標	本税制措置は、後継者難に苦しむ中小企業・小規模事業者について第三者への円滑な事業承継を促進し、優良な経営資源を有する中小企業の事業の継続を図り、もって地域経済の活力維持を実現する。																		
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和6年3月31日まで																		
	同上の期間中の達成目標	上記「政策の達成目標」に同じ																		
合理性	政策目標の達成状況	<p>休廃業・解散件数の推移を見ると、経営者の高齢化や後継者附則を背景に休廃業・解散件数は年々増加傾向にあり、約5万件となっている。経営者の後継者の不在を原因とした廃業を減少させ、優良な経営資源を有する中小企業・小規模事業者の事業継続を支援し、地域経済の活性化や雇用の維持を図るためにも、本税制措置により第三者への事業承継を促進することが必要不可欠。</p> <table border="1"> <caption>休廃業・解散件数の推移</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13</td><td>34,800</td></tr> <tr><td>14</td><td>33,475</td></tr> <tr><td>15</td><td>37,548</td></tr> <tr><td>16</td><td>41,162</td></tr> <tr><td>17</td><td>40,909</td></tr> <tr><td>18</td><td>46,724</td></tr> <tr><td>19</td><td>43,348</td></tr> <tr><td>20</td><td>49,698</td></tr> </tbody> </table> <p>(資料：東京商工リサーチ「旧廃業・解散企業」動向調査)</p>	年	件数	13	34,800	14	33,475	15	37,548	16	41,162	17	40,909	18	46,724	19	43,348	20	49,698
年	件数																			
13	34,800																			
14	33,475																			
15	37,548																			
16	41,162																			
17	40,909																			
18	46,724																			
19	43,348																			
20	49,698																			
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>【適用数】 令和4年 3 件 令和5年 3 件 (いずれも令和2年度認定実績を基に中小企業庁推計)</p> <p>【減収額】 令和4年 47百万円 令和5年 47百万円 (いずれも令和2年度認定実績を基に中小企業庁推計)</p>																		

	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	中小企業・小規模事業者の第三者への事業承継に向けた取組みを行う者に対して、その課税負担を軽減するものであり、本税制措置は有効である
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業の経営資源の集約化に資する税制（中小企業投資損失準備金、中小企業経営強化税制、所得拡大促進税制） ・中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置（登録免許税）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<p><予算措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業承継・世代交代集中支援事業（令和3年度当初予算（16.2億円）） ・事業承継・事業引継ぎ推進事業（令和2年度第3次補正予算（56.6億円）） ・事業承継総合支援事業（令和3年度当初予算 中小企業再生支援・事業承継総合支援事業 95.0億円の内数）
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	事業承継円滑化のための総合的支援策として、上記の予算措置等を講じている。このような総合的な支援を行うことにより、親族内承継・親族外承継、個人事業形態・会社形態、相続税負担の有無等にかかわらず、事業承継全般の支援が可能となる
	要望の措置の妥当性	中小企業・小規模事業者の円滑な事業承継の実現という政策目標を達成するには、全ての中小企業・小規模事業者が対象になりうる税制における措置を講ずることが適当。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>【適用数】 令和2年度 3件（実績値） 【減収額】 47百万円（令和2年度認定実績より推計）</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>【令和元年度】適用総額（課税標準（不動産の価格））：4,232千円</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>中小企業・小規模事業者の第三者への事業承継に向けた取組みを行う者に対して、その課税負担を軽減するものであり、本税制措置は有効である。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>本税制措置は、中小企業・小規模事業者の事業再編等の活性化と、それを通じた円滑な事業承継を促進し、優良な経営資源を有する中小企業の事業の継続を図り、地域経済の活力維持を実現する。</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>休廃業・解散件数の推移を見ると、経営者の高齢化や後継者不足を背景に休廃業・解散件数は年々増加傾向にあること等から目標達成に至っていない。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成30年度 創設 令和2年度 2年延長</p>